

経済産業省

平成24年6月22日

厚生労働省老健局高齢者支援課長

社会・援護局障害保険福祉部 障害福祉課長

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課長



計画停電における影響の緩和が必要な施設に関する要望に対する回答
について

平成24年6月13日付け老高発第0613第1号及び障障発0613第1号をも
って要望があった件については、別紙のとおり回答します。

記

1. 政府において把握した要緩和施設の状況を踏まえ、緩和対象として電力会社に要請するか否かを判断すること。

計画停電は不実施が原則ですが、万が一に備えたセーフティーネットとして、計画停電の準備を進めております。特に、計画停電時における影響を最小限とするため、緊急かつ直接的に人命に関わる医療機関等を対象に、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和する措置を講じる予定です。今夏に予想される逼迫した電力需給の中で、計画停電の時間・回数が過大になることを避けるため、この緩和措置の対象施設は極力限定的なものとしていただいております。具体的には、例えば医療機関についても、すべての病院にまで対象を広げることにはできず、原則として救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院に限る方針で検討しております。

高齢者関係施設及び障害福祉関係施設に関しては、厚生労働省から、「人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれのある者が入所している施設」であるという情報をいただいておりますが、上記のような制約を踏まえ、これら施設については在宅で人工呼吸器を使用する方と同様の対応とし、緩和措置の対象に含めることについて、電力会社への要請は原則として行わない方針です。

こうした施設に入所されている人工呼吸器等を使用しておられる方は、近隣の緩和措置対象の病院への一時避難、自家発電設備の使用、下記の支援策の活用などにより、人命に関わる事態を避けていただけますよう、お願いいたします。なお、昨夏に計画停電の準備を行った東京電力管内の場合と比較すると、地域による差はありますが、病院への計画停電中の通電をより幅広く行うことを検討しております。また、緊急のご相談については、国立病院機構等に緊急相談窓口を設置される予定ですので、同窓口にご相談をいただけますようお願いいたします。

2. 緩和対象とならなかった施設に対しては、当該施設の状況を考慮のうえ、電源車の派遣や小型発電機の貸出し等の必要な電源確保策を各電力会社に指導すること。

緩和対象とならなかった施設に対しては、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を避けるため、電力会社に対して、電源車の派遣や小型電源の貸与等に関する相談窓口を設定し、可能な限り対応するよう指導いたします。加えて、電力会社に対し、計画停電時に通電される近隣の医療機関の情報の提供などを行うとともに、自治体等と連携して在宅で人工呼吸器を使用している患者の所在を把握し、可能な限り小型電源を貸与するよう、指導いたします。